

2019年度
河川基金

助成募集要項

川づくり団体部門



河川基金

2018年10月

公益財団法人 河川財団

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9

住友生命日本橋小伝馬町ビル

ご挨拶

河川財団では、1988年（昭和63年）3月に「河川整備基金」が創設されてから、30年にわたり助成事業を進めてまいりました。これまでに河川の調査・研究、環境整備、河川への理解を深める活動、河川教育等に対して助成を行い、多く研究者や研究機関、市民団体、学校等の活動を支援してきました。このような長年の支援は全体で約10,590件、総額119億円にのぼります。

一方で基金設立から約30年間が経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や基金への社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた「河川整備基金」の見直しや新たな役割の構築が必要になってきました。そのため河川財団では2015年1月より外部の有識者を委員とする『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置して議論を行い、2015年7月に委員会報告を取りまとめました。委員会報告を踏まえ、2016年度助成事業の募集からは、その名称を「河川基金」として新たなスタートを切りました。

これまでも、助成事業の部門・区分の再構築、定額助成の導入、採択審査にあたっての評価基準の明確化等の改善を行っていますが、今後も引き続き、助成事業者の方々をはじめ、幅広く皆様のご意見を伺いながら、「河川基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強いものとなるよう弛まぬ改革を進めていく所存です。引き続き「河川基金」へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

2018年10月1日

公益財団法人 河川財団

理事長 関 克己

2019年度 河川基金 募集概要

1. 助成部門

河川基金には、「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の3部門があり、よりよい「川づくり」に役立つ様々な活動を支援します。

○研究者・研究機関部門

防災・減災や河川・流域の視点から、治水・利水・環境に関する新たな科学的知見を得る取り組みや新技術の開発に向けた調査・研究を行う、研究機関等に助成を行います。

○川づくり団体部門

河川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動を行う市民団体等（川づくり団体）に助成を行います。

○学校部門

学校教育の現場において、河川・流域を題材に防災、環境、歴史・文化等を学習する河川教育に取り組む、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、幼稚園等に助成を行います。

2. 募集期間

2018年10月1日(月)9時00分～2018年11月30日(金)18時00分

3. 申請方法

河川財団ホームページから河川基金ホームページを開き、「助成を希望する方へ」のページから申請してください。

4. 申請期限

申請期限：2018年11月30日(金)18時00（厳守）

上記WEBサイトは、11月30日18時に閉鎖します。

それ以降は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

5. 問い合わせ先

電話：03-5847-8303

担当：公益財団法人河川財団 基金事業部 仲村、益田、関根

問い合わせは、下記の時間帯にお願いします。

9：15～12：00、13：00～17：30

（土曜、日曜、祝祭日を除く）

6. 添付書類

Web申請手続きシステムにログイン後、フォーマットをダウンロードしてください。

7. 審査結果の通知

全ての申請者に対し4月初旬に採否、並びに採択金額を通知します。審査内容についての説明には、一切応じませんので、予めご了承ください。

* 「川づくり」とは

「研究者・研究機関部門」では、河川、流域で行われる河川に関わる事業（治水安全度を向上させるもの、河川環境の保全・創造を図るもの、利水安全度の向上や新規利水に対応するもの、河川の利用を促進させるもの等）や、人が河川、流域と係わる上で身につけなければならない智慧、知識、態度を涵養させる働きを「川づくり」といい、助成された調査・研究の成果が、これらの「川づくり」に対して、活用されることを期待しています。そのため、自然科学で求められる「真理の探究」は必要条件であって、現場に適用、応用され、「川づくり」が推進されるということが十分条件となります。

「川づくり団体部門」では、「地域づくり」、「地域おこし」の実践の場が川であったり、流域であったりするというような地域活性化活動を意味します。具体的には、河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動、例えば、自らが理解を深め、その成果を他の人々に伝え、巻き込み、活動の輪を広げること、あるいは、子ども達や人々が理解を深めることへの助力やその機会の提供、理解を深める活動を支える指導者の育成・養成などの活動を総称して、「川づくり」として捉えます。この「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等の団体を「川づくり団体」といいます。

* 「河川教育」とは

あらゆる生命や私たちの身の回りに存在する多くの物質は「水」と深くかかわっています。その水が集まってできる「川」や、雨水が川に集まってくる土地の範囲である「流域」の概念には、防災、環境、歴史・文化といった学習に活かすことの出来る要素が多様に存在しています。

このような川や流域を学習素材とすることは、特に子どもたちの感性や理性を様々な面から育むことに役立つと考えられ、学校教育や社会教育などの場において、水と深く関わる川や流域を素材とした学習を行ってゆく取り組みのことを「河川教育」といいます。「河川教育」によって、子どもたちや人々の川や流域への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強いものとなることが期待されます。

2019年度 河川基金 募集要項

目 次

I 2019年度 河川基金 助成一覧	1
II 助成案内	2
1. 川づくり団体部門	2
1-1 流域川にづくり団体に対する助成	3
1-2 全国川づくり団体に対する助成	4
1-3 新設川づくり団体に対する助成	5
1-4 審査項目及び審査基準	7
1-5 留意事項	8
III 申請手続き	9
IV 申請手続きの留意事項	10
V 審査・決定及び通知	11
VI 助成金の交付・額の確定	11
VII 成果等の報告	11
VIII 成果の公表・発表等	12
IX 助成金の交付決定の取り消し	12
添付書類一覧	13
助成経費一覧	15
助成事業の申請件数及び採択件数	17

川づくり団体部門の主な変更点

1. 募集要項を3つの部門毎に分冊しました

- 部門の活動内容に対応した説明や留意事項を記し、分かりやすくしました。
- また、助成対象テーマの追加や、応募時の記載項目を見直すなど、河川基金助成事業をより使い易くする改善を行いました。

2. 助成対象の活動テーマを追加しました

- 河川等での環境保全活動や、川を活かした地域づくりに関する活動を対象テーマに明示しました。

3. 「新設川づくり団体助成」の応募要件の見直を行いました

- 申請事業の主な内容が、川をフィールドとしない事業や、既存組織を改編した団体は、採択の対象外となります。「流域川づくり団体」または「全国川づくり団体」より応募ください。

4. 川づくり団体の前払い金の支払額が変更となりました

- 助成事業完了後の精算手続き等を改善するため、助成決定額が100万円の活動（流域川づくり団体 活動A、全国川づくり団体 活動B）の前払い金の支払い可能額が、助成決定額の80%になります。ご注意ください。

I 2019年度 河川基金 助成一覧

【助成部門】	【助成対象者】	【助成区分】	【期間】	【助成金額】
川づくり団体	流域川づくり団体	活動A	1年	100万円(定額)
		活動B	1年	60万円(定額)
		活動C	1年	30万円(定額)
	全国川づくり団体	活動A	1年	500万円(上限)
		活動B	1年	100万円(定額)
	新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	1～5年	毎年 50万円(定額)

Ⅱ 助成案内

1. 川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。

「川づくり」団体部門は、川づくり団体の活動を支援する「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」と設立されて5年以内の自立を支援する「新設川づくり団体」があります。

川づくりに貢献する広範な活動の中でも、次世代を担う人づくりの活動に対しては重点的に助成を行います。

また、新しいニーズやニーズの変化に即した新規事業、若手による取り組みや自律的展開への展望を持った活動も優先して助成を行います。

◇連続申請条件◇

常に新たな創意工夫をし、過年度の活動からさらに発展させることが助成の条件となります。

川づくり団体とは

① 公益法人等

- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18法律第48号）に基づき設立された法人
- ◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された法人
- ◇独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設立された法人
- ◇これに準ずる非営利法人（③に該当するものを除く）

② 特定非営利活動法人

- ◇特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された法人

③ 河川協力団体

- ◇河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体

④ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない団体で、次の条件を満たすいずれかの団体

◇行政を含む協議会等

- ・設立趣意書、会則等により、行政等の参加が確認できる団体

◇以下の内容を明記した定款、寄付行為に準ずる規約を有する団体

- ・団体の意思を決定し、事業を遂行できる組織であること
- ・自ら経理し、監査することができる組織であること
- ・会員、役職員の資格、任期等の規定があること
- ・情報公開に関する規定があること

◇地域の行政や学校から推薦を受けた団体

- ・地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校等から推薦状が受けられる団体

⑤ その他

- ◇認可地縁団体、民間企業等

1-1 流域川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、**流域規模で行う団体**に助成を行います。その活動の内容により活動A、活動B、活動Cの3コースがあります。

(1) 助成対象者

「川づくり」団体のうち、その活動範囲が全国的規模ではなく、一つないし複数の流域にまたがる規模で活動する団体

(2) 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択して下さい。

- ① 河川や流域への理解を深める活動
- ② 河川教育を支援する活動
- ③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
- ④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
- ⑤ 河川環境の保全活動
- ⑥ 防災・減災に関する活動
- ⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
- ⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
 - ・川づくり団体相互
 - ・川づくり団体と河川管理者、行政等
 - ・川づくり団体と学校等の連携、交流
- ⑨ その他

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間とします。
- ② 助成金額は1件につき、
 - ・「活動A」コースは100万円とします。
 - ・「活動B」コースは60万円とします。
 - ・「活動C」コースは30万円とします。

1-2 全国川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、**全国的な規模で行う団体**に助成を行います。その活動の内容、規模により活動A、活動Bの2つのコースがあります。

(1) 助成対象者

「川づくり」団体のうち、全国的な規模で活動する団体

(2) 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択して下さい。

- ① 河川や流域への理解を深める活動
- ② 河川教育を支援する活動
- ③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
- ④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
- ⑤ 河川環境の保全活動
- ⑥ 防災・減災に関する活動
- ⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
- ⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
 - ・川づくり団体相互
 - ・川づくり団体と河川管理者、行政等
 - ・川づくり団体と学校等の連携、交流
- ⑨ その他

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間とします。
- ② 助成金額は1件につき、
 - ・「活動A」コースは500万円を上限とします。
 - ・「活動B」コースは100万円とします。

1-3 新設川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための実践的な活動を行う、**設立されて5年以内の団体**に対し、助成を行います。その活動を軌道に乗せるために必要な経費を支援します。

(1) 助成対象者

「川づくり」団体のうち設立後5年以内（2019年3月31日時点）の、②特定非営利活動法人、④任意団体を対象とします。なお、定款等にその主要事業のフィールドが川であることを明記している団体に限定します。

(2) 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択して下さい。

- ① 河川や流域への理解を深める活動
- ② 河川教育を支援する活動
- ③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
- ④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
- ⑤ 河川環境の保全活動
- ⑥ 防災・減災に関する活動
- ⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
- ⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
 - ・川づくり団体相互
 - ・川づくり団体と河川管理者、行政等
 - ・川づくり団体と学校等の連携、交流
- ⑨ その他

(3) 助成期間及び助成金額

- ① 「新設川づくり団体自立支援助成」の助成期間は最長5年です。
- ② 毎年度の助成期間は4月1日から翌年3月31日までです。
初年度は2019年4月1日から2020年3月31日までです。
- ③ 助成金額は年間50万円とします。
- ④ 助成期間は申請時に1～5年の範囲で選択することができます。

(4) 留意事項

- ① 「新設川づくり団体自立支援助成」として採択するものについては、2年度目以降の助成は前年度の中間報告に基づき審査します。このため、**毎年度の中間報告は12月末日までに提出をお願いします**。ただし、最終年度は中間報告の必要はございません。
- ② 審査結果によっては、活動計画の見直しを求めることがあります。
- ③ 新設川づくり団体自立支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内（2020年3月31日時点）の団体です。以下の団体は対象にはなりません。
 - ・既存団体の団体名の名称変更やNPO登録等により組織の変更を行った団体

(注1)

- ・既存団体の合併、分割等により設立した団体(注2)
- ・既存団体の下部組織として設立した団体(注2)
- ・既存団体が集まって設立した団体(例えば、ネットワーク組織や協議会、実行委員会等)(注2)

(注1) 団体の設立年数は、「当初の団体設立後からの年数」となりますので、単に名称などの変更やNPO登録等を行った団体については対象になりません。

(注2) 2018年度(平成30年度)以前に採択された新設川づくり団体は、適用しません。)

- ④ 申請事業の主な内容が、講演会・講習会、シンポジウム、交流会、イベント等の開催など、川をフィールドとしない事業は、「新設川づくり団体自立支援助成」の採択の対象外とさせていただきます。「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」より申請してください。
- ⑤ 「新設川づくり団体自立支援助成」の助成を受けている期間、その団体は「川づくり団体活動助成」への申請はできません。

1-4 審査項目及び審査基準

(1) 審査項目及び審査基準

河川基金の採択にあたっては、下記の審査項目について、総合的に審査を行います。

① 目的

- 活動の目的が明確か、「川づくり」の課題を踏まえたものになっているか

② 成果

- 目指す成果の形（成果目標）が明らかであるか
- 「川づくり」に対する成果の活用が期待できるか

③ 内容

- 活動内容が目的や成果に対して妥当であり、計画に無理がなく具体的であるか
- 河川管理者との連携がとられているか
- 地域の関係者との連携や協力が期待できるか

④ その他の審査項目

- 十分な会計処理能力及び事務処理能力を有しているか。（過年度の報告書等の提出書類、決算が適切であったか。）
- 活動の内容、方法等に独自の視点があり、新たな取り組みが行われているか
- 活動の実施内容、実施時期が適切かつ効果的であるか
- 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

⑤ 団体の活動を自律的、継続的に展開するための展望について

【流域川づくり団体】【全国川づくり団体】

- 自律的な活動の継続に関する展望をもっているか
- 上記展望に基づき、将来的に自らの団体の活動に必要な資金の確保について、現状認識と具体的な方策を考えているか
- 将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか
- 2018年度に採択され、2019年度も継続して申請する事業については、下記の項目を満たす必要があります。なお、下記の項目を満たしても、連続5年以上助成されたものは採択にならない場合があります。
 - ・ 過年度の目標が達成されているか
 - ・ 過年度の反省や教訓を踏まえ、目指す成果や内容がさらに発展しているか

【新設川づくり団体】

- 助成終了後の自律的な活動継続に関する展望をもっているか
- 上記展望に基づき、将来的に自らの団体の活動に必要な資金の確保について、具体的に考えているか
- 将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか
- 上記展望に向けた各年の目標と活動内容及び見込まれる成果が記載されているか

1-5 留意事項

(1) 留意事項

- ① 申請代表者は団体の長とします。
 - ② 原則として、同一申請者による複数の申請はできません。
 - ③ 2019年度に「新設川づくり団体自立支援助成」の対象となっている団体は「川づくり団体活動助成」への申請はできません。
 - ④ 川づくり団体部門の申請にあたっては、団体役員及び職員名簿（最新版）を必ず提出して下さい。当該名簿が提出されない場合は不採択となることがありますのでご注意ください。様式は河川財団ホームページよりダウンロードできます。
 - ⑤ 審査の結果によっては、助成区分を変更して採択することがあります。
 - ⑥ 河川管理者と一体的に実施するものについては、河川管理者との連携状況をより明確にするため、相手方の所属（担当課名まで記入）と担当者の氏名を記入してください。
 - ⑦ 河川法第58条の8第1項の規定に基づく「河川協力団体」の場合は、申請書の該当欄に記載してください。
- ※ 助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について現地で帳簿等を確認させていただきます。**

(2) 助成の対象とならない経費

- ① 申請者や申請団体の構成員が経営する企業、団体への委託費、人件費等の支出
- ② 河川基金助成を受けている団体関係者への謝金や人件費の支出
- ③ 飲食費（イベント等で熱中症予防対策等の飲料は除く）弁当代、会議などの食事代、親睦会費
- ④ 組織の運営管理に必要な一般管理費（新設川づくり団体は除く）、経理事務手数料
- ⑤ 河川基金の助成を受けた活動以外の団体独自の活動報告や会報等の印刷、製本費
- ⑥ 海外への出張旅費・海外における活動費
- ⑦ 他団体の活動・講習会への参加費用

(3) 成果の発表と表彰

- ① 助成事業の成果報告については、成果評価を行い、優秀成果については「川づくり団体全国事例発表会」で発表していただくことがあります。

申請手続きの詳細については、P9以降の申請手続きの注意事項をよく読んで申請してください。

Ⅲ 申請手続き

1. 申請の方法

(1) 当財団のホームページからオンラインで申請してください。電子メール、郵送、持参では受けませんのでご注意ください。

(2) 添付書類等

申請者及び申請者等の所属する機関・団体によって、14 ページの表のように、申請書に添付することが義務付けられている書類があります。

添付書類は Web 申請手続きシステムよりダウンロードして作成してください。必要な添付書類が不足した場合は「審査対象外」になりますので、注意して下さい。

一度提出いただいた申請書の差し替えや添付書類の追加は、11月26日までは対応いたしません。事務局へお問い合わせください。それ以降は一切応じられませんのでご注意ください。

2. 申請期限

2018年11月30日18時まで

3. 問い合わせ先

問合わせ先

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町 11-9

住友生命日本橋小伝馬町ビル 2階

公益財団法人 河川財団

基金事業部（仲村、益田、関根）

E-mail→kikin-toi@kasen.or.jp

電話 03-5847-8303

9:15~12:00 13:00~17:30（土曜・日曜・祝日を除く）



公益財団法人
河川財団

【Web 申請手続きシステム】

(1) Web 申請手続きシステムは、2018年11月30日（木）18時に閉鎖します。

※上記の時刻を過ぎると受け付け出来ません。時間に余裕をもって申請してください。

※募集要項、Web 申請手続きシステムご利用マニュアルは、河川財団ホームページよりダウンロードしてください。

IV 申請手続きの留意事項

2019年度助成事業の申請にあたり、以下に留意事項を列記しますので、参考にして下さい。
過去の申請では、必要な添付書類が未提出のため審査対象外になったケースも見受けられます。

(1) 申請部門は正しいものを選んでください。

- ① 研究者・研究機関部門
- ② 川づくり団体部門
- ③ 学校部門（河川教育助成）

の3部門があります。申請部門によって記載事項が異なりますので、間違いのないように申請部門を選んでください。

(2) 必要な添付書類は全て添付してください。

必要な添付書類がないと書類不備として審査対象外になります。

(3) 申請者についてご確認ください。

川づくり団体部門は必ず団体代表者名で申請してください。

(4) 活動内容に見合った申請金額で申請してください。

なお、資金計画を立てる際、巻末（15ページ）の「助成経費一覧」を参考にしてください。

(5) 同一助成部門における同一申請者による複数申請はできません（一部例外を除く）。

同一助成部門において複数申請がある場合は、申請したもの全てが審査対象外となります。

(6) 同一申請者が川づくり団体活動助成と新設川づくり団体自立支援助成の双方に申請することはできません。

(7) 新設川づくり団体自立支援助成を2019年度も受ける予定の団体が、川づくり団体活動助成に申請することはできません。

(8) 新設川づくり団体自立支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内（2019年3月31日時点）の団体のみです（単なる名称変更やNPO登録変更から5年以内の場合は対象外です）。また、一度助成を受けた団体が再度新設川づくり団体自立支援助成に申請することはできません。

V 審査・決定及び通知

1. 採否は、有識者により構成される選考委員会での審査に基づき決定いたします。
2. 採否の通知は、全ての申請者に対して、**4月初旬に連絡担当者住所へ送付いたします。**
3. 採否の理由の説明については、一切応じられませんのでご了承ください。
4. 提出された申請書、添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
5. 報告書は必ず提出期限までに提出してください。なお、過去（2017年度（平成29年度）以前）に助成を受けた方で、その期限までに報告書が提出されていない場合は、採択を見送る場合があります。

VI 助成金の交付・額の確定

1. 助成額が「定額」と表記された助成区分については、申請金額と同額を助成する「定額助成」となります。当該助成区分で定められた助成額の範囲内であれば、任意の金額で申請可能です。たとえば、助成額100万円（定額）の助成区分でも、その範囲内である80万円で申請することもできます。なおこの場合は、申請金額と同額の80万円で採択・助成します。
2. 助成額が「上限」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定します。
3. 助成金の交付は請求に基づき完了払いを原則とします。ただし、請求書提出と同時（2019年4月30日まで）に前払い請求があった場合には前金払いをいたします。
4. 前金払いについては、助成決定額の80%を上限とします。ただし100万円未満の場合には全額前払いが可能です。（流域川づくり団体活動A、全国川づくり団体活動Bで、申請する団体ご注意ください。）
5. なお、前年度の報告書が未提出の場合は、前金払いは出来ませんので、ご留意下さい。
6. 申請者からの報告書提出後、当財団が提出された実績報告書の内容審査、並びに費用の証票、帳簿等の審査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。

VII 成果等の報告

1. 2019年度助成事業の期間は、助成期間1年の場合は、2020年3月末日までです。
2. 助成事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を遅滞なく報告してください（提出締切：2020年4月30日消印有効）。
3. **川づくり団体部門の新設川づくり団体自立支援助成については、毎年中間報告を提出してください。**2019年度助成事業については、「河川基金中間報告」を2019年12月28日（消印有効）までに、また、「河川基金に関する決算報告書」を2020年4月30日（消印有効）までに提出してください。なお、随時状況報告を求めることがあります。
4. 外国語の報告書は受け付けませんので、**日本語で報告書を作成**してください。
5. 助成事業の報告書は所定の様式で提出してください。
6. 決算報告書について
成果の報告と共に経費の報告である決算報告書を提出いただきます。
決算報告書に記載する経費全ての領収書(原本)又は振込を証明する書類を提出してください。

※報告書提出の遅れに対しては、当該助成事業者の採択を見送る場合があります。

※報告書等が未提出の場合は、当該助成事業の取消し及び助成金の返還請求等を行いますので、ご留意下さい。また、取消しが行われた場合、次年度の事業も取り消します。

VIII 成果の公表・発表等

1. 当財団が開催する「川づくり団体全国事例発表会」へ発表依頼をすることがあります。その際にはご協力をお願いします。（例年助成事業終了年度の翌年1月末～2月上旬に開催）
2. 助成事業による成果にかかる著作権や特許権などは、特に定めない限り助成を受けた機関・団体・研究者に帰属します。当財団はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当財団のホームページなどで公表できるものとします。
3. 助成事業の成果を公表するときは、その旨（方法、内容等）を報告してください。
4. 個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の法令及び関係法令を遵守し、助成事業の運営のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

IX 助成金の交付決定の取り消し

1. 助成金の交付決定の取り消し

申請者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
- 2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- 3) 助成活動の遂行が助成金交付の決定の内容に違反していると認められる場合
- 4) 報告書の提出が3か月以上遅れた場合
- 5) その他、助成事業に関して助成の決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

2. 助成金の返還

助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の全額または一部を返還していただきます。

3. 加算金及び延滞金

- 1) 助成金の返還を命じられたときには、その命令にかかる助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を当財団へ納付していただきます。
- 2) 助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内としています。返還期限までに納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を当財団へ納付していただきます。

添付書類一覧

【審査項目】でアップロードする添付書類

【助成部門】	【助成対象者】	【助成区分】	【添付書類】
川づくり団体	流域川づくり団体	活動A	【審査項目】川づくり部門(活動A-C)
		活動B	
		活動C	
	全国川づくり団体	活動A	
		活動B	
	新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	【審査項目】川づくり部門(新設川づくり団体自立支援助成)

【必要経費】でアップロードする添付書類

【助成部門】	【助成対象者】	【助成区分】	【添付書類】
川づくり団体	流域川づくり団体	活動A	必要経費
		活動B	
		活動C	
	全国川づくり団体	活動A	
		活動B	
	新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	必要経費(新設川づくり団体自立支援助成)

【その他】でアップロードする添付書類

【助成部門】	【助成対象者】	【助成区分】	【添付書類】
川づくり団体	流域川づくり団体	活動A	1:定款または登記簿謄本*2 2:資力及び信用に関する資料 3:代表者住所証明書 4:団体役員名簿 ◆:認定地縁団体証明書*3 ◇:指定書の写し*4 ★:推薦状 ※3:公益法人・一般法人、民間企業、NPO法人は提出不要 ※◆:認定地縁団体の場合は提出 ※◇:河川協力団体の場合は提出 ※★:推薦を受けた団体の場合は提出
		活動B	
		活動C	
	全国川づくり団体	活動A	
		活動B	
	新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	

*1:「完成原稿」は、応募締切までに事務局へ送付してください。

*2: 任意団体の場合、意思決定の方法、会計、役職員の資格、任期、情報公開等(新設川づくり団体自立支援助成への申請の場合は「その主要事業のフィールドが川」と明記しているもの)について記載のある規約等。

*3: 自治会、町内会等、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づく団体・組織で、市町村長の認可を受けた団体・組織

*4: 河川法(昭和39年 法律第167号)第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体

必要書類の内容

資力及び信用に関する資料	直近の貸借対照表、収支計算書等
申請者身分証明書	在籍証明書、社員証の写し、住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し等
代表者住所証明書	住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し等
出版社からの書類	見積書、覚書等

助成経費一覧

※一つの費目の助成金額は、助成金額全体の50%を超えないようにして下さい。

費目※	説明	備考
(1) 人件費	・事業に必要な臨時的な補助作業者に対する人件費 ※人件費について認められる決済資料は、金融機関への振込を証明する資料(金融機関印のある振込依頼書または通帳の引き落とし部分のコピー)のみです。	臨時雇用者に対する人件費で、事業を実施する団体関係者への人件費は認められません
(2) 資料・印刷費	・書籍、地図、航空写真等の購入費 ・民間企業へポスター・チラシ等を作成・印刷発注した際の費用 ・所有のプリンターで印刷を使用した場合は、購入したインクトナー代、用紙購入費用が対象	※領収書は企業・店舗から発行された領収書を提出して下さい。
(3) 旅費・交通費	・現地調査・会議・打合せ等の出張に伴う交通費、宿泊費・自家用車(燃料等)、レンタカー借上げ代、有料道路通行料金 ・当財団が東京で開催する各部門の成果発表会及び、各地域で開催される、財団主催または協力の「地域説明会」への参加のための交通費、宿泊費1名分	※日当は対象になりません ※パーキング代は対象になりません。 ※1000円未満の旅費については行程表で領収書の代わりと出来ます。
(4) 協力者謝金費	・外部協力者からの助言、協力に対する謝金 ・外部講師、外部専門家への指導料	※謝金については認められる決済資料は金融機関への振込を証明する金融機関印のある振込依頼書のみです。
(5) 会議費	・会議、研修会、講習会開催費用等、会場借り上げ費用、看板設置費、会場の運営・機器使用料、記録(速記料、テープ起こし)	
(6) 研修費	・創業支援等の研修会参加費等(新設川づくり団体自立支援助成)	先進事例調査は、新設川づくり団体自立支援が助成対象
(7) 委託費	・現地調査・観測、実験、試料採取、測量、アンケート調査、データ整理等、研究または事業の一部を外部に委託する費用	
(8) 器具・備品費	・パソコン (総額10万円以上の機種を購入予定の場合は申請時に理由書を提出して下さい。事後の購入はできません) ・カメラ、望遠鏡、顕微鏡等光学機器 (総額5万円以上の機種を購入予定の場合は申請時に理由書を提出して下さい。事後の購入はできません) ・その他、1点5万円以上の機器、機材	また、高額な測定機器、情報機器等高額な機器については、レンタルの活用等の工夫をお願いします。
(9) リース費	・コンピューター及びソフト使用料等の経費 ・草刈機等のレンタル費用 ・Eポート、カヌー、ライフジャケット等のレンタル費用	※領収書は企業・店舗から発行された領収書を提出して下さい。
(10) 通信・運搬費	・切手代、封筒代、宅配便代等 ・資材・機器運搬費用等	
(11) 消耗品費	・一般文具用品等、用紙代、試薬、 ・試料等実験のための資材、水質調査用器材(バックテスト) ・データ保存用電子媒体、電池等 ・その他、1点5万円未満の器具・作業用具等	食料品、飲料代は認められません。ただし、イベント等において熱中症予防のための飲料代は認められます。
(12) 広報費	・広報誌、交流新聞発行等の経費、 ・ホームページ作成費 ・その他、広告・宣伝費用	河川基金による助成を受けた活動のみの広報活動が対象
(13) 施設等維持経費	・不動産借用費、光熱水料、維持費等 (研究施設の一般管理費は認められません) ・インターネット、モバイル通信等、通信設備接続費用	新設川づくり団体自立支援助成のみが対象
(14) 雑費	・損害保険料 ・その他各費目に該当しない経費	

※次の経費は認められません。

- 申請者や共同研究者、申請団体の構成員が経営する企業、団体への委託費、人件費等の支出
- 河川基金助成を受けている団体関係者への謝金や人件費の支出
- 飲食費、弁当代、会議などの食事代、親睦会参加費
- 組織の運営管理に必要な一般管理費(新設川づくり団体自立支援助成を除く)、経理事務手数料
- 研究成果の発表を目的として行う報告書の印刷、図書の刊行費用(学術図書出版助成を除く)
- 河川基金の助成を受けた活動以外の、団体独自の活動報告や会報等の印刷、製本費
- 助成を受けた団体から他の団体への助成(再助成)
- 外国への出張旅費・交通費、外国での調査・研究に必要な経費
- 他の団体等が開催する学会、会議、イベントの参加費用(旅費・交通費を含む)